

げんきカードの統一（65歳以上一本化）とコミュニティバス利用料金について

1. 趣旨

げんきカードは、現在2種類（黄色 65歳～69歳、桃色 70歳以上）あり、カード裏面にかかりつけ医や緊急時の連絡先を記載する欄を設け、常に携帯することで、緊急時の安全確保と不安の解消を図っています。

また、いずれかのカード提示により公共施設の利用料金の割引が受けられるほか、さらに70歳以上の高齢者は桃色のカード提示によりコミュニティバスが半額の100円で利用できる取扱いとなっています。

この度、行財政改革による事業見直しに伴い、事務の簡素化及び送付に係る費用の削減や2種類のカードによる混乱回避に加え、リタイア後すぐの社会参加が疾病・介護予防につながることを期待されることから、げんきカードの統一（65歳以上に一本化）の提案を受けました。

そこで、げんきカード担当課の高齢福祉課とコミュニティバス担当課の協働推進課で協議を行い、65歳からの社会活動促進策は中長期的、また、財政的に有効と考え、令和4年4月1日よりげんきカードを65歳以上はすべて桃色のカードに一本化し、コミュニティバスの利用料金割引を70歳以上から65歳以上に拡大する案で準備を進めるものです。

2. げんきカードの現状と見直し案

(1) 現状

<対象者> 65歳から69歳（黄色のカード）
70歳以上（桃色のカード）
*いずれも誕生日の属する月の翌月から利用可。

<事業内容>

常に携帯することで緊急時の迅速な対応を図る。また、市内の公共施設およびコミュニティバスを利用の際に提示することで料金の一部割引が受けられるカードを交付し、高齢者の健康づくりと社会参加の促進を図る。

利用料が割引される市内の公共施設等

- ・総合体育館（トレーニングルーム 1回100円）
- ・中主B&G海洋センター（プール 1回100円）
- ・野洲川河川公園（グランドゴルフ場 1回100円）
- ・蓮池の里多目的公園（グランドゴルフ場 1回100円）
- ・野洲市内コミュニティバス（満70歳以上 1回100円、1ヶ月の定期券2,500円）

*その他一部県立施設においても利用料の一部免除あり

<げんきカード交付状況>

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65歳～69歳	609人	618人	618人
70歳以上	909人	863人	757人

<げんきカード利用状況>

(人)

利用施設	利用件数 (平成 30 年度)	利用件数 (令和元年度)	利用件数 (令和 2 年度)
野洲市総合体育館 (トレーニングルーム)	12,231	11,075	4,788
中主 B & G 海洋センター (プール)	45	93	21
野洲川河川公園 (グランドゴルフ場)	11,352	11,798	10,672
① 定期券利用	6,313	6,811	6,948
② 単発利用	5,039	4,987	3,724
蓮池の里多目的公園 (グランドゴルフ場)	3,594	3,988	3,926
① 定期券利用	1,415	1,399	2,136
② 単発利用	2,179	2,589	1,790
市内コミュニティバス	32,089	32,587	25,036
合 計	59,311	59,448	44,443

(2) 見直しによる変更点

	変更前	変更後
げんきカード	65 歳～69 歳 黄色のカード 70 歳以上 桃色のカード	65 歳以上 桃色のカード
コミュニティバス	65 歳以上利用料金 ・ 1 回乗車につき 200 円 ・ 1 カ月定期券 5,000 円 70 歳以上利用料金 ・ 1 回乗車につき 100 円 ・ 1 カ月定期券 2,500 円	65 歳以上コミュニティバス ・ 1 回乗車につき 100 円 ・ 1 カ月定期券 2,500 円

(3) コミュニティバス根拠法令

<野洲市使用料条例>

(種類及び金額)

第 3 条 使用料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(21)【略】

(22) 野洲市コミュニティバス 別表第 19 に定める額

別表第 19(第 3 条関係)

料金の区分		料金
定額料金	大人	1 人 1 回の乗車につき 200 円
	小人	1 人 1 回の乗車につき 100 円
	幼児	(1) 大人又は小人の同伴者である幼児 2 人まで 無料

		(2) 大人又は小人の同伴者である幼児3人目以降1人1回の乗車につき 100円 (3) 幼児の単独乗車1人1回の乗車につき 100円
	乳児	無料
	障害者及びその介護者	大人 1人1回の乗車につき 100円 小人 1人1回の乗車につき 50円
	市内に住所を有する満70歳以上の者	1人1回の乗車につき 100円
回数券	100円券(23枚綴り)	1冊 2,000円
持参人式定期券	A	暦月 5,000円
期券	B	暦月 2,500円

備考

1 この表において、「大人」とは、中学校又はこれに準じる学校に就学する年齢以上の者をいう。ただし、市内に住所を有する満70歳以上の者を除く。

2 この表において、「小人」とは、小学生又はこれに準じる学校の児童をいう。

3 この表において、「幼児」とは、満1歳以上で小学校就学前の者をいう。

4 この表において、「乳児」とは、満1歳未満の者をいう。

5 この表において、「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている第一種及び第二種身体障害者

(2) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている第一種及び第二種知的障害者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

6 この表において、「持参人式定期券」とは、次に掲げる種類の氏名を特定しない定期券で、それぞれ当該各号に規定する使用できる者の区分に適合する者が、乗車の際にその定期券を提示することにより使用することができるものをいう。

(1) A 使用する者を限定しない持参人式定期券

(2) B 小人、幼児、障害者及びその介護者並びに市内に住所を有する満70歳以上の者に限り使用することができる持参人式定期券

<野洲市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則>

(確認書類の提示)

第7条 使用料条例別表第20に規定する障害者及び市内に住所を有する70歳以上の者に係る規定の適用を受けようとする者は、コミュニティバスの料金を支払う際に、別表第2の区分に応じて証する書類を提示しなければならない。

別表第2(第5条関係)

区分	証する書類
障害者及びその介護人	身体障害者手帳
	療育手帳
	精神障害者保健福祉手帳
市内に住所を有する 70 歳以上の者	野洲市げんきカード

備考 障害者及びその介護人は、証する書類のいずれかの書類を提示しなければならない。